

2017 年 期 東京実務補習所 第 3 回課題研究テーマ

【26～30 班、及び 63 班（長野支所）】

法規委員会研究報告第 15 号「監査人の法的責任に関する裁判例」では、消費税に関する裁判例として下記のとおり述べられている。

「第 72 期において、X 社の経理部長が自己の横領金のうち・・・万円を仮払消費税として計上していたからといって、監査法人 Y において直ちに消費税額の異常性を感得し得るものとはいうことができず、X 社の上記主張を採用することはできない。」

（同報告 14. K 社事件より引用）

この例では監査人の過失は認められていないが、仮に上記のリスク（仮払消費税に計上する手法により経理部長が計上額を横領するリスク）に対応するとしたら、どのような監査手続を立案するべきかを論じなさい。